

宋初の三司について——宋初政権の一側面——

見城 光威

序

唐の中頃、府兵制の崩壊や安祿山の乱に起因する軍事費の膨張、そしてそれを支えるべくして実施された専売制の導入などを契機にして、度支使と塩鉄使が成立する。この度支・塩鉄の両使は、五代後唐期にいたって、従来のそれとは内実を大きく異にした戸部と統合され、三司の成立をみることになる。⁽¹⁾三司は宋代でも継承され、その後、元豊の官制改革によつて最終的に解体されるまで、一世紀半あまりにわたり国家財政をにない続けた。

三司に関する研究は、それを宋代に限つてみても、周藤吉之氏のもの⁽²⁾を筆頭にかんがりの量があるが、筆者なりに整理をすると、大きく以下の三つに類別できる。

①三司の組織及び機構面の研究

②三司使や三司副使など、三司に属する官僚の出身や資歴

面の研究

③中央行政機構全体において、三司のしめる位置に関する研究⁽³⁾

このなかで、②の研究蓄積が最も豊富である。しかし、この度検討の対象とする宋初——太祖・太宗・真宗朝——に限つていえば、三司使が文官であるのか、それとも武官であるのかという点だけにことさら関心が向けられていたように思われる。勿論、これが武断政治から文治政治への移行に関わる重要な研究課題であることはいままでもないが、小論では太宗朝の三司のポストに、即位前に既に太宗に仕えていた臣僚、所謂「藩邸旧僚」が多く任用されたことに注目し、その任用の背景と彼らが果たした役割について考察することにした。ついで①もかなりの量があるのだが、ことに太宗期にみられる目まぐるしい三司の機構改革について、充分な意義づけの作業がなされているとはい

い難い。そして③にいたつては、わずかに中国人によるものが若干あるに過ぎず、それだけに三つのなかで、最も検討すべき課題が残されている分野とも見做される。それは、今少し詳細にその研究の現状について、触れておくことにしよう。

至和二年（一〇五五）四月、知諫院の范鎮によつてなされた上疏には次のようにある。即ち、「今中書民を主り、樞密院兵を主り、三司財を主り、各おの相い知らず」（『續資治通鑑長編』以下、『長編』と略記—卷一七九—）と。これは当時の民政および兵政の最高機関である、中書と樞密院に対して、三司が独立した存在であったことを、端的に示すものと見做され、南宋の様々な史書に引用される。なかでも、林駟はこれから論を一步すすめて、「蓋し國朝、樞密兵を主り、三司財を主り、權重く任隆く、往往として中書と埒しきは、則ち兵・工の部を合わせて之れに歸すればなり」（『古今源流至論』統集卷五「六部」と述べ、三司は工部の機能を吸収したが故に、その職権は屢々中書に匹敵した、としている。しかし近年になつて、范鎮の上疏に注目した遲景德氏によつて、以下のような見解が提出されるに至つた。即ち、三司と中書との関係は密接であり、三司は中書の「下屬機関」であつた、というのである。その後、張其凡氏も年代を宋初に限定して、同様の問題に言及した

が、氏の見解も遲氏とさして変わるものではなく、三司は常に中書の掣肘を受けており、それ自体では事務処理等しか行い得なかつた、としている。また諸葛億兵氏も近著のなかで、主に人事と行政の二つの側面から、中書と三司の関係を論じたが、やはり中書と三司は「上下級的直屬關係」にあつた、と結論している。三氏の所論には従い難い面もあるが、三司が中書に対して、地位ないしは権限において、一步讓る存在であつたことは、妥當な理解であらう。

ところで、三氏の研究は、中書と三司との關係に専らその関心が注がれるだけで、皇帝と三司との關係には、殆ど言及がないという点でも共通する。これは研究の比重が、ともに宰相あるいは中書の権限にあることにもよるが、三司は中書の掣肘を受ける存在であり、しかもその「下屬機関」であるという前提にたてば、抑も三司が中書のさらに上位にある皇帝と直接的な關係をもちうるはずがない、ということもあるであらう。そこで、宋代の皇帝權力を論じた研究に目を転じてみると、王瑞來氏や劉靜貞氏らによる、皇帝の財政への関与にかんする言及を見出すことができる。しかし、それとても論文のなかで部分的に触れられているにすぎず、その考察も表面的なものにとどまっているように思われる。

以上、宋代の三司に関する研究の現状を総じて見るに、皇

帝と三司との関係を本格的に論じたものは未だない。また、太宗期の三司の機構改革にも残された課題があるように見える。従って小論では、これらの問題を中心に考察を加えることによって、三司の行政面での性格、ひいては宋代の君主独裁制の一斑をも説明することを目的としたい。

一 五代・太祖朝の三司

——三司の中書からの分立——

表1を見ればわかるように、五代期、三司使はしばしば宰相によって兼職されたが、太祖朝以降、そのようなことは見られなくなる。これは如何なる理由によるのであろうか。堀敏一氏によると、顕徳元年（九五四）三月に後周は北漢を高平において破るが、これを契機にして殿前諸班が拡充され、皇帝権が強化されたという。この高平の戦いは、世宗が周囲の反対を押しきって断行したものであるだけに、その勝利は政治決定の場面における、皇帝の発言力の急速な強化をも促したようである。「帝、衆議に違いて北漢を破り、是れ自ら政事大小と無く皆な親決し、百官、上に受成するのみ」（『資治通鑑』巻二九二）とある通りである。しかし、かかる経緯によって強化された皇帝の発言力は、多分に個人的能力に依存するものであり、より強固たる皇帝

表1 五代宰相兼判三司一覽

	氏名	任期		氏名	任期
後唐	豆盧革	926/4~926/5	後晋	李崧②	?~945/12
	任圜	926/5~927/5	後晋	劉昫③	945/12~947/2
	劉昫①	934/4~934/10	後周	李穀	950/11(951/6)~954/7
唐	張延朗③	934/12~936/閏11	周	景範	954/7~955/8
後晋	馮道	937/1~?			
	趙瑩	937/7~?			
	劉昫②	944/7~?			

備考1：李崧②以外は、出典は全て『資治通鑑』と『舊五代史』各本紀⁽⁶⁾。

備考2：②とあるのは、二度目の三司使就任を意味する。

備考3：馮道と趙瑩が兼任したのは、三司使ではなくそれぞれ諸道塩鉄賑運等使と判戸部だが、これは後晋成立当初、一度三司が分割されたことによる（『新五代史』巻48「劉審交傳」）。

備考4：李穀は権判三司就任当初、宰相を兼務していない。兼務を始めた年次は（ ）内に示した。

権を打ち建てたためにも、やはり制度的な改変が不可欠になつてくるであろう。そこで実施されたのが、皇帝に対抗しうる存在である宰相の権限の削減であり、より具体的にいえば、宰相による三司使兼職の解消だったのであるまいか。表1の最後に見える景範の三司使兼務の解消、そして、それに代つての張美の三司使(権判三司)就任人事が、高平の戦いからほどない顯徳二年八月という時期に行われたことは、『舊五代史』卷一一五「後周世宗紀」、この推論を些かなりとも補強するであろう。

ところで、本節の冒頭で筆者は大祖朝に入ると、三司使が宰相によつて兼務されることはなくなつたと述べた。しかし宮崎聖明氏は、開宝五年(九七二)十一月に參知政事の薛居正と呂餘慶が、それぞれ提点三司淮南・湖南・嶺南諸州水陸轉運使事と提点三司荆南・劍南諸州水陸轉運使事を兼ねたことから、『長編』卷一三二、「參知政事が三司の長官を兼任したこともあつた」としている。⁶翌年九月、呂餘慶が罷免される一方で(同卷一四一—一〇)、ほぼ同時に薛居正は同平章事に昇格して、そのまま兼任を続けているが(『宋大詔令集』卷五一「薛居正拜相制」、宮崎氏の理解に従えば、これは宰相が三司の長官を兼任したことを意味するであろう。かかる見解はいうまでもなく提点三司淮南・湖南・嶺南諸州水陸轉運使事といった官職が三司の長

官、つまり三司使に相当することを前提とするが、実のところそれを示す明確な根拠は、李暉が『皇宋十朝綱要』(卷一)で薛居正と呂餘慶を歴代三司使に数えていることを除いてほかに見出さない。しかも、そればかりか以下に示すように、逆にそれを否定する材料も少なからず存在するのである。まず、太祖朝から若干遡る史料ではあるが、『舊五代史』卷一一二「後周太祖紀三」広順三年(九五三)正月丙辰条には、

以武平軍節度使留後・檢校太尉劉言爲檢校太師・同平章事・行朗州大都督、充武平軍節度兼三司水陸轉運等使・制置武安・靜江等軍事、進封彭城郡公。

とあつて、後周は朗州に拠点をおく割拠政権である劉言を彭城郡公に封じているが、この時、言は「三司水陸轉運等使」にも除されており、その官名は居正らが兼ねたものと酷似する。しかし、これが三司使に相当するものとは到底思われず、後周政権が劉言に対して、その勢力圏内における財政の管理を認めたものとしたほうが妥当であろう。⁷さらに加えて、開宝五年十一月の薛居正らによる兼任についてみても、その一年余り前の同四年五月に権判三司に就いた楚昭輔が(『長編』卷二一七)、居正らが兼任をはじめたも解任されないで、同六年九月までその職にあり続けたことが確認される(同卷一四一—一一)。後述のごとく、三司

分割期を除いて三司使が同時に複数員存在することはないのだから、この点においても、やはり提点三司淮南云々なる官職が三司使に相当するとは見做しがたい。以上の諸点からすれば、太祖期、宰相による三司使の兼任はなかつたとみて誤りはないであろう。

このように、五代末期に皇帝権が強化される過程で、宰相による三司使の兼職がなくなつたと考えられるが、このことは、三司に若干の組織的改変を促したようでもある。五代期、すでに三司には副使が設けられていたのだが、王贊が顕徳六年九月にそれを離任してから（『舊五代史』卷一一〇「後周恭帝紀」、太平興国元年（九七六）一二月の賈琰まで三司副使の存在が認められなくなるのである。その太平興国元年の記事に、「三司に副使を置くこと、琰より始まる」（『長編』卷一七一一二）とあるのによれば、早ければ王贊の離任直後、遅くとも宋朝成立直後に副使は一旦廃止されたと思做される。後節で述べるように、太平興国元年の副使設置は、三司使の牽制を目的としたと考えられるが、五代のそれは明らかに状況を異にする。初代の三司副使張格の就任が判三司任圜の推薦によるからである（『冊府元龜』卷一六六、帝王部「招懷四」）。長官の判三司が自らを牽制させるために副使を推薦するはずはなく、純粹に長官を補佐させる目的で副使が設置されたとみるべきであろう。

う。まして当時、三司使は頻繁に宰相を兼務したのであるから、それによつて、三司使としての職分を多分に犠牲にせざるをえず、それだけ副使には長官の補佐という實務の遂行が強く求められたはずである。しかし、それが後周末期になつて宰相による三司使の兼職が解消されてしまえば、当然のごとく副使の存在価値は著しく希薄化することになるであろう。とすればその結果、ほぼ同時に三司副使が廃止されることになつたと考えることもできるであろう。

さて、これまで宰相による三司使の兼職、およびその解消を論じてきたが、その一方で五代期、宰相は樞密使も屢々兼任していた。^⑧しかし、これも宋朝成立間もない建隆元年（九六〇）二月に、宰相の范質と王溥が参知樞密院事の兼任を解かれ（『長編』卷一七七）、ついで乾徳二年（九六四）正月に、樞密使兼宰相の魏仁浦が罷免されると（同卷五一）、「宋大詔令集」卷六五「范質等罷相制」、それを最後に兼職はみられなくなる。^⑩このことと、如上の考察を綜合すれば、序で引いた范鎮の上疏にあるような、中書・樞密・三司の鼎立状態は、五代末期から太祖期にかけて形成されたと考えてよいであろう。

二 太宗朝の三司

(1) 三司使王仁贍

——三司における「藩邸旧僚」の任用——

太祖最末期から太宗前期にかけて、約七年の永きに亘つて三司使の職を務めあげた王仁贍なる人物がいるが、三司において彼の周辺に、即位する以前から既に太宗に仕えていた臣僚、即ち「藩邸旧僚」が任用されるようになる。本項では、その過程を些か微細にわたつて明らかにすることにより、太宗政権において「藩邸旧僚」が果たした役割について考察することにした。

まず、王仁贍の履歴を簡単に見てゆくことにしよう。彼は唐州方城の人で、後周世宗のとき趙匡胤(のちの太祖)の帳下に隸した(『宋史』巻二五七「王仁贍傳」)。その後、宋朝が成立すると順調に昇進をかさね、乾徳二年(九六四)正月には枢密副使の高位にまで登りつめた(『長編』巻五——三)。同五年正月には罷免され一時低迷を続けるが(同巻八一—二)、開宝九年(九七六)三月には権判留司三司・兼知開封府となり(同巻二七一—六)、同年八月には判三司をもつて権宣徽北院事を兼領した(『宋會要輯稿』以下、『宋會要』と略記—職官六一—四四)。そして、その後太宗朝に入つてもその官職を維持し続けたが、太平興国七年(九八二—二

月に至ると、とうとう失脚に追い込まれ、間もなく苦悶のうちに死亡してしまつたのである(『長編』巻二三—一—二)。

ところで、宣徽院とは下級武官の人事を主な職掌とする行政官庁だが、友永植氏によれば、太平興国六年二月に下級武官の人事権が点檢三班公事に移管されると、宣徽院はその実質を失つてしまつたという。とすれば、それ以前の宣徽使には一定の権限が存していたことになるから、当時の王仁贍は國家財政と下級武官人事の実権を集中させていたとみられる。しかし、一方の開宝九年一〇月に即位した太宗にしてみれば、太祖とゆかりの深い人物が、このように突出した権限を有していることは、甚だ目障りなことであつたに相違あるまい。そこで、太宗は即位早々、太平興国元年一二月に三司に副使を設け、それに「藩邸旧僚」である賈琰を就けたのであつた(同巻一七一—二二)。琰は太宗が開封尹であつたときの開封府推官で、「太宗を佐け幕府に居ること凡そ五年」(『宋史』巻二八五「賈昌朝傳附琰傳」)であつた。かかる経緯をふまえれば、このように全幅の信頼をおくことのできる琰を、副使に任ずることによつて、仁贍を監視ないし牽制せしめたであろうことはもはや明白であろう。また、賈琰の後任として、太平興国四年四月にその職に就いた范旻も(『長編』巻二〇—一六)、太宗開封尹時

代の知開封県で（『宋史』卷二四九「范質傳附旻傳」）、やはり「藩邸旧僚」であった。旻は翌五年八月に、仁贍の密奏によつて端を發した、「上（太宗）、南府（開封府）にありし時の勳舊・戚里・用事の吏」十余名を一掃する疑獄事件の主犯格の一人として摘發され、副使解任を余儀なくされてしまふ（『長編』卷二一七、八、二三一）。この時の表向きの罪状は、秦・隴の間で購入した竹木を、商税を支払わずに京師に搬入し、それを出售して収益を得たこととされるが、その事件の根底に、琰と同様に三司使に対する監視等の責を太宗より負わされたであろう、范旻と王仁贍との確執を見出ししても、強ち誤りでもないであろう。

その後、三司副使に「藩邸旧僚」が任用されることはなくなつたが、それに代つてということでもあろうか、先の疑獄事件の直後の九月に、「藩邸旧僚」である宋琪が判三司勾院に就任する（同卷二一八、九）。さらに、その約二ヶ月後の十一月には、琪の同僚として陳恕が同判三司勾院に任ぜられる（『宋會要』職官五—二三、『宋史』卷二六七「陳恕傳」）。彼は「藩邸旧僚」ではないが、太平興國二年の進士、つまり太宗親らが初めて選擇した進士であるから（同卷二六七「陳恕傳」）、太宗と陳恕の間にも浅からぬ信頼關係が存在していたと考えられる。そして太平興國七年二月になると、前にも述べたように王仁贍は、かかる太宗と近

しい間柄にある二人と、皇帝の面前での論争——宋琪は途中で仁贍に屈従するが——に敗れ、失脚することになるのである。

以上、王仁贍の簡略な履歴、ならびに彼の失脚までの経緯を述べてきたが、これから、太祖以来の重臣の権力が突出するのを恐れた太宗が、信頼のしうる「藩邸旧僚」をその周辺に配置して牽制させ、最終的には太祖以来の重臣を失脚に追い込んでゆく様子が看取されたであろう。まして一部に太宗による太祖の弑逆が囁かれるように、その間の皇位繼承は決して円滑に行われたものではなかつたのだから、即位直後の太宗政権は非常に不安定で、当時において自らの政権強化は最大の急務であつたはずである。そのよくな時、太宗にとつてかかる役割を担つた「藩邸旧僚」の存在は甚だ貴重であつたことであろう。

なおこの後も、宋琪・陳從信・張平・郭贊・張遜・王延徳ら「藩邸旧僚」が（『宋史』各本伝）、同判三司もしくは三部使に任用された。彼らが依然として他の出自をもつ三司官僚等に対する監視を担い続けたであろうことは容易に想像されるが、これについては三司以外の「藩邸旧僚」の動向も視野にいれながら、稿を改めて考察することにした。

(2) 三司の機構改編

a 三司の分割

太宗朝に入ると、三司は機構面において目まぐるしい変容をとげる。その沿革を年表にまとめたのが表2である。それによれば、太平興国八年(九八三)三月に、三司を塩鉄・度支・戸部の三部に分割してから、その後、淳化四年(九三三)から五年にかけての僅かな期間を除いて、太宗朝をしめる殆どの時期において、三司は分割されていたのである。では、かかる三司の分断はどのような意図をもって実行されたのであろうか。まず、宋人による二三の証言から見てゆくことにしよう。

太宗朝も残すことあと少しとなった、至道二年(九九六)閏七月、太宗は三司の統合をもちかけているが、それに対し塩鉄使陳恕は、「三部の爲に各おの主司を設くるが若きは、才を擇ぶに難きに非ず、事を辦ずるにも亦た易し。事辦ずるに過ち鮮なく、上心を撻さず。此れも亦た一時の良策なり」(『長編』卷四〇一七)と回答している。つまり、精確な職務の遂行を可能にするという利点から、現状を肯定するのだが、この上文に「封域浸ます廣く、財穀繁多なれば、三司の中、簿牒填委す」とあることからすれば、版図拡大に伴う三司行政の膨張、あるいはそれに原因する混乱の取捨にも、三司の分断が有効であると見られていたよう

表2 太宗期三司機構沿革年表

太平興国 (976~984) 端拱 (988~989) 淳化 (990~994) 至道 (995~997) 咸平 (998~1003)

年 月	事 柄	出 典
興国 1, 12 7, 2	初めて三司副使を置く。 三司使王仁贍失脚→給事中侯陟・右正諫議大夫王明を以て、同判三司たらしめ、三司副使を省く。	長 17-22 長 23-1、 宋 162
8, 3 端拱 1 淳化 3	初めて三司を分ちて三部(塩鉄・度支・戸部)と爲し、各おの使を置く。 この頃、三部副使が復置されたが、また省かれた。 三部副使を復置し、又た省く。	長 24-3 宋 162 宋 162
4, 5 4, 10 4, 閏 10	塩鉄・度支・戸部等の使を罷め、三司但だ使一員・判官六員・推官三員を置くのみ。 左右計使を置く(三司廃止)。 総計使を置きて、左右計の事を判ぜしむ。	長 34-4 玉 186 玉 186
5, 12 至道 1 3, 6	左右計を罷め、三司に復た使を置く。 三部副使を又た置く。 三部副使を省く。	玉 186 宋 162 長 41-7
咸平 6, 6	塩鉄・度支・戸部を并せて、一使と爲し、塩鉄・度支・戸部副使を復置す(以後、変更なし)。	長 55-4

備考1: 出典欄の長は『長編』、宋は『宋史』、玉は『玉海』を指す。

備考2: 網掛け部分は、三司が三部に分割されていた時期を示す。

でもある。そして南宋後期の人、呂中は三司の分合について、陳恕のような財政通がいるのであれば兎も角も、そうではない場合は、三司は分割して互いに「稽考」、つまり監査させるのがよい（『宋大事記講義』巻四「三司使」）、と評している。また最近、これら宋人の理解に加え、宮崎聖明氏も「権限を分散し不正を防止しようという意図が働いた」との考えを示している。これらの指摘は、まことに正鵠を射たものと思われるが、以下ではもう少し詳細に、これについて検討を加えてみることにしよう。

さきに述べたように、太平興國八年三月に三司は分割されたが、これは何の前触れもなく、この時突如として行われたものではない。表2を見れば判るように、その前年の二月に同判三司が二名設置されているが、このことはとりもなおさず三司に長官を二人置いたことを意味するから、この時既に三司分割が胚胎されていたことはいうまでもなからう。加えて、二名の同判三司設置に伴い、三司副使が省かれていることに注目すれば、それまでの三司副使が一方の同判三司に準ずる存在であったと理解されるから、三司分割はさらに太平興國元年二月の三司副使設置にまで遡りうることになるであろう。

では、太平興國元年に設置され七年に廃止されるまで、三司副使に就任した賈琰・范旻・李符・王明とは如何なる人

物であったのか。もしそこに何らかの共通項を見出すことができれば、それによつて三司分割の意図を探る端緒を求めることができよう。まずこのなかで賈琰と范旻は、「藩邸旧僚」で三司使王仁贍に対する牽制等を担っていたことは既に述べた。李符は「藩邸旧僚」ではないが、「彌」徳超、始め李符及び宋琪の薦に因りて上（即位前の太宗）に事うるを得」（『長編』巻二四一六）とあるように、それに近い存在ではあったことが認められる。王明も「藩邸旧僚」ではないが、王仁贍が失脚した際、判三司勾院の宋琪は途中で仁贍に屈したことによつて、そして三名の三部判官も恐らくはそれに似た罪状によつて左降されたにも拘わらず（同巻三一一〜二）、却つて三司副使から同判三司に昇格していることや（『宋史』巻二七〇「王明傳」）、またかつて知洪州であったとき、仁贍失脚の最大の功労者である陳恕を見出し、路銀を与えて会試受験を援助したことなどからすると（同巻二六七「陳恕傳」）、やはり彼も王仁贍に対して協調的であったとは見做しがたい。つまり、彼らはみな当時の三司使に対立的な立場をとっていたのである。これが前項に述べた三司使王仁贍の排斥という当時の事情を反映したものであることはいうまでもない。だがしかし、「三司の官吏、朕前に奏事するに、紛紜と異同ありて、互いに説く所有り。此れ固より私事の爲ならず、但だ迭いに偏見

を執り、肯えて長しきに從いて商度せざるのみなれば、朕毎に理を以て開諭す」〔長編〕卷二四—三との三司分割の箇所に載せられる、極めて示唆深い太宗の言葉を勘案すれば、かかる三司官僚どうしの牽制ないしは対立を、制度的改変を通してより徹底した形で達成させ、それによって太宗が三司官僚達の食い違ふ個々の意見を直接吸収しようとしたのが、三司分割の第一の目的であつたと見做すことも充分可能であろう。しかし、こうして三司の分割によって程度をより甚だしくして齎された、三司官僚どうしの対立や意見の不一致は、次に掲げる諸史料から窺われるような現象をも引起したようである。

【A】 詔三司、錢穀公事、自今並須計定合行與否、俱狀聞奏、不得復持兩端取旨。如依奏施行後、無益於民、不利於國、皆當劾罪。有大事非本司能決者、乃許本使面奏。〔長編〕卷二七、雍熙三年（九八六）二月詔

【B】 詔曰、天下貨財、委於邦計、事之可否、責成有司。向者、或以公事奏取進止、甚無謂也。自今、合行與否、具以狀聞、當降敕施行。如有大事非本司能了者、許本使面奏。〔太宗皇帝實錄〕卷三五、雍熙三年二月丁未詔

【C】 敕、朝廷設官分職、各有所司委任責成、皆宜集事。至於帳籍錯誤、行遣稽遲、顯有刑名、並可斷決、自

非公然作弊、豈合輒便上言。近日臣僚殊乖職分、至於瑣細、無不奏陳。匪惟煩黷朕聽、兼亦紊亂官守、曾非舉職、但欲邀功。宜行條制之文、用絕僭差之路。（王禹偁『小畜外集』卷一二「條制三司不得將可斷公事聞奏 敕」）

このなかで、【A】と【B】は明らかに対応する史料である。【C】は【A】と【B】が「詔」であるのに対して「勅」であるから、あるいは系統を異にする史料かも知れないが、内容自体は【A】【B】に近似する。右の三記事を綜合すれば、三司の内部で充分に意見調整がとれないこと、そして、そのため帳籍の誤りや、処置の遅延など明らかに刑名があり、三司内で決裁のできるような瑣末な案件までも上奏する事態になつてしまつたこと、しかもその上奏の多くが皇帝の面前でのそれであつたことがいえるであろう。

このように些細な事案の処断をも皇帝に仰がねばならなくなつてしまつたのは、先に掲げた太宗の発言からも察せられるように、三司が分割されたことによつて、三司内部での合意形成が著しく困難となつたためと思われる。つまり三司分割の結果、瑣末な案件をも皇帝が直に裁断するようになったと見做されるのであるが、逆に抑も太宗が細かい事案に対して、自ら断を下しうることこそが、三司分割のもう一つの目的であつたとは考えられないであ

ろうか。⑩ というのも、太宗が些細な財政業務に積極的に関与しようとしていたことは、彼自身が屢々発言していることなのでもある。これについては序に示した劉靜貞氏が逐一史料を挙げていることでもあり、⑪ ここではその一つを掲げるにとどめることにする。即ち、至道元年五月、太宗は三司孔目官の李溥等二七名を召して、三司の抱える財政問題について下問して〔長編〕卷三七七——このように、胥吏から直接意見を聴取すること自体、彼の財政に取組む意欲を物語るが——その直後に彼は、「朕豈に崇高なるを以て自恣するを知らざらんや、但だ救世養民の爲なり、所以に錢穀細務も、亦た自ら與に用心して區分するなり」（同卷三七七八）と述べているのである。このように、太宗が財政の細かい業務の関与に積極的であつたとすれば、それを可能にすべく、三司の分割が実施されたとみても誤りではあるまい。

b 三司の統合と左右計使・總計使の設置

再び表2を見ると、淳化四年（九九三）五月に塩鉄・度支・戸部の三部は統合され、同年一〇月に、新たに左右計使が設置され、さらに翌閏一〇月には、總計使が置かれてゐる。一体、これら一連の機構改編の意味するものは何であらうか。

左右計使設置の発案者である魏羽の伝によると、帳簿、な

いしは文書類の増加による胥吏の不正を防ぐべくして三司が統合されたが、それでも「未だ適中を爲さず」として、左右計使の新設がなされた、という〔宋史〕卷二六七「陳恕傳附魏羽傳」。確かに、三司の決裁にかかる文書の減省を唱える孫何などは、文書が増加する理由を三司分割に求めているから〔長編〕卷四七一〇）、三司統合が、帳簿等の増加、あるいはそれによる胥吏の不正を防ぐ効果を期待して実行されたのは疑いのないところであろう。さらに、淳化四年五月の三司統合の詔に、「仍りて吏員を併省し、幽を黜け明を陟し、國に彝典を有たしめん」（〔宋大詔令集〕卷一六〇「置三司使詔」とあるのによれば、三司に属する官僚の員数削減も、その目的に加えられてよいであろう。⑫

だがしかし、三司統合の意図したところは、果たして上に挙げた点につきるのであるうか。筆者がかかる疑念を抱くのは、前項で触れたように、三司の分割によつて、「甚だ無謂」な事案をも、皇帝自らが裁かねばならなくなつたとすれば、三司の統合には、逆に三司内部での合意形成を容易にし、皇帝によつて処断される事案の範圍を狭める、換言すれば、皇帝の負担を軽減させる効果が当然のごとく予想されるからでもある。⑬ 例えば、さきの三司官員の削減にも関わるが、三司統合の際、三部使のみならず三部副使までもが省かれており、いわば三司使一人で判官や推官を直

接統轄する体制となつてゐる。これは三司内部での意思決定をより容易にさせることを期待したものと見做しうるのであろう。それに、左右計使および総計使の設置についてみても、塩鉄・度支・戸部の三部使の間には統属關係がないのに対し、総計使―左右計使体制においては、総計使が「左右計の事を判」（『玉海』卷一八六「淳化總計使」）じたようにそれが存在するうえ、「凡そ計度に干渉^{かか}る者、三使（総計使と左・右計使）之れを通議す」（『宋史』卷一六二「職官志」）とあるように、部局間の合意形成に便をはかる意図が明瞭に看取されるのである。とすれば、三司の統合、左右計使・総計使の設置には、程度の差はありこそすれ、やはり三司内部での意見集約を容易にする目的があつたと見做してよいのではあるまいか。

ところで、左右計使の設置に伴い、全国は十道に分割され、道ごとに諸道判官が布置されているが（『玉海』卷一八六「淳化總計使」）、このことから、統合された状態の三司とはやや趣きを異にした左右計使の特徴を見出すことができる。諸道判官の職掌は必ずしも詳らかではないが、河東道判官に就いた張觀の伝に、「會たま三司舊貫を改め、州縣の籍を均しくし以て其の職を分かち、召されて三司河東道判官と爲る」（『宋史』卷二七六「張觀傳」）とあるのによれば、該地の財政を統括するのが、その職務であつたと見て

よいであろう。加えて、觀が知揚州から「召されて」河東道判官となり、その後、道州に「出知」していることに注意すれば、諸道判官が宋代、財政を掌った監司である転運使等とは異なつて、中央に常駐する官であつたことが知られる。このように地方財政を統括する諸道判官が中央官であつたことからすれば、左右計使は地方財政を中央で控制するといふ、いわば集権的な財政運営の達成を期待して設置されたといふ見做しうるのであろう。しかも、この諸道判官は頻繁に皇帝の面前で上奏しえたのだから（『長編』卷三六一六）、同時に太宗は地方財政に対する、より直接的な関与の実現を意図していたとも考えられる。

三 皇帝と三司との關係の変化

—— 上殿奏事の分析を手掛りに ——

前節では、太宗が財政に関わる些細な業務にも干渉しようとして、三司を度支・塩鉄・戸部の三部に分割した、つまり、太宗朝において皇帝と三司との關係は、緊密なものであつた、と論じた。然るに一方、真宗朝では表2にも見えるように、咸平六年（一〇〇三）六月に、三部を統合してから、三司は大きくその組織を改編することは無かつたから、皇帝と三司との關係は相対的にではあるが、稀薄な

ものとなつたはずである。林特等によつて立法された茶法に對する反對が強まるなかで出された、大中祥符八年（一〇一五）八月詔における、「況や金穀の細務、軍國の事機に非ざれば、自ずから合に職司に歸すべくして、豈に朕の宜しく親決すべき所ならんや」（『長編』卷八五—七）との真宗の發言は、前に掲げた、「錢穀細務も、亦た自ら與に用心して區分す」との太宗のそれと、極めて對照的である。

ところで、前節に掲げた雍熙三年二月の詔ならびに勅は、三司の官員が皇帝の面前で上奏（上殿奏事）する際、重大事項以外は一定の結論をえてからにするよう、戒めたものであつた。これによると、太宗期における皇帝と三司との密接な關係は、頻繁な上奏、とりわけその多くを占めたであろう上殿奏事を反映したものと見做せるであろう。そこで本節では、太宗朝から眞宗朝にかけて、この上殿奏事に何らかの制度的改変があつたのか、そして仮にあつたとして、それが皇帝と三司との關係に如何なる影響を及ぼしているのかを見てゆくことにしたい。

まず、上殿の優先順位ならびに頻度から。端拱二年（九八九）正月、王禹偁によつてなされた上奏には、「臣毎に千官就列し、萬乘臨軒するを見るに、中書平章の文有り、密院機務の奏有り、三司出納の計有りて、歴階して進み、禮成りて退くこと、定制と爲すなり」（『國朝諸臣奏議』卷一

二九「上太宗答詔論邊事」とあり、太宗中期、三司はかなりの頻度で、かつ中書・樞密に次いで優先的に上殿できた。このことは、「上（眞宗）即位して自ら、毎旦前殿に御す。

中書・樞密院・三司・開封府・審刑院及び諸對官、以次奏事す」（『長編』卷四三—一—二）とあるように眞宗期に入つても行われ、しかも上殿頻度についていえば毎日となつたようである。然るに、眞宗末期から仁宗最初期にかけての三司使李士衡の神道碑には、「吏部侍郎に遷り、足疾を以て「三司使を」罷むを求むるに、優詔して允されざるも、而るに五日に一たび便殿に至りて奏事するを許さる」（『范文正公集』卷一一「宋故同州觀察使李公神道碑銘」とあつて、これによれば足疾による特例とはいへ、さきの毎日の上殿に比べると、その頻度は大幅に減退したかのようなのである。しかしこの記事は、士衡の階官が遅くとも天禧五年（一〇二二）四月に吏部侍郎に遷つてゐることから（『長編』卷九七—五）、その前後を述べたものとみられ、同四年一月に始まる皇太子監國も考慮にいれるべきだが、抑も当時視朝が毎日あつたわけではない。眞宗の病状の悪化を理由に、天禧四年一〇月には、長春殿もしくは承明殿（便殿）での視朝は、奇数日のみとされ（同卷九六—一三—一四）、その奇数日の視朝すら休むことがあつたのである（同卷九六—二〇）。つまり如何なる官僚であれ、基本的には最

大二日に一度しか上殿しえなかつたのである。とすれば、健康体の三司使ならば、視朝のある日はほぼすべて上殿しえたと考えて誤らないであろう。要するに、視朝が毎日ある条件下では、太宗朝・真宗朝を問わず、三司はほぼ毎日、しかも中書・樞密に次いで優先的に上殿できたのである。

次に、三司に属する使・副・判官のうち、一体どれが上殿しえたのかを見ることにしよう。『宋會要』儀制六「群臣奏事」大中祥符九年九月二二日詔には、

詔、三司使・副使、自今同上殿奏事。判官有大事、亦令上殿。……舊制、副使・判官皆對。其後止使・副使同之。至是、擧舊制也。

と、三司官僚の上殿奏事について規定するが、これによれば、それまで判官も上殿できたのが、「ある時期」を境にしてできなくなったことになる。「ある時期」とは、「旧制」以下の記述からすると、副使が常置される咸平六年六月以降のことと考えたほうが自然であるように思われるが、それでも筆者はそれは咸平六年六月に他ならないと考える。このことは、咸平六年六月以前には、判官が上殿した事例を見出すのに対し（『長編』卷四七—二二）、以後はそれがないことにもよるが、以下の考証にも依拠する。

三司の統合とともに副使の復置を伝える咸平六年六月の記事中には、「三司副使、是れ自り始めて内朝に預る」（同

卷五五—四）との一節がある。「内朝に預る」とは、他に「旨有りて内朝起居に預からしめらる」（『宋會要』儀制二—一）との表現が見えることからすれば、起居、つまり皇帝との挨拶の儀式に参加することからすれば、起居、つまり皇帝との挨拶の儀式に参加することを意味する。この起居には「宰相・樞密使以下要近の職事の者、並びに武班」が毎日参加する常起居と、「文武朝臣の齎務するもの、齎務せしめらるもの」が五日に一度参加する百官大起居の二つがあつた（『春明退朝録』卷中）。後者には職務を有する朝臣でありさえすれば参加できるのだから、さきの三司統合の史料中に、副使がそれに参加するようになった、と更めて記すとは思われない。従つて、そこにいう「内朝に預る」とは常起居への参加を指すと見るのが妥当であろう。では、このように三司副使が参加するようになった、咸平六年六月以前には、三司のどの官僚が常起居に参加していたのであろうか。「三司判官、太平興國の前、内殿に赴くも、其の後之れを罷め、止だ百官に隨いて五日ごとに起居するのみ」（『宋會要』儀制二—一）とあり、これによれば、太平興國以前は判官が参加していたが、以降は百官大起居に参加するだけになつたという。しかし、淳化三年（九九二）五月の詔には「日毎に内朝に謁見するに、事を咨るに非ざれば、輒りに〔三司判官は〕本使の廬中に至るを得ざれ。朝罷めば各おの本司に赴きて視事し、即ち諸處に於いて輒りに私謁を行うを

得ざれ」（『宋大詔令集』卷一六〇）「三司判官見本使儀範詔」とあり、「日毎に内朝に謁見す」とは常起居を指すから、遅くともこの時点において、判官はそれに再び参加するようになつていたことになる。この後も、判官が果たして常起居に参加し続けたのか、その証拠を見出すことはできないが、もし副使が復置された咸平六年六月の直前においても参加していたとすれば、それを契機に、副使が判官に代つて参加するようになった、と見做すことができるであろう。勿論、復置されても、判官は副使とともに参加し続けたとも考えられるが、太平興国以後の不参加の理由が、元年二月の副使の設置に求められるとすれば、この時も同様であつたと見るべきである。さて、常起居は上殿奏事の直前に行われる儀式なのだが（『宋會要』儀制二一一）、糾察刑獄官で当日、上殿奏事すべき者は、常起居への参加を義務付けられている例があるように（『長編』卷七二一一五六一六）、常起居への参加は上殿奏事をするための必須要件であつた。とすれば、咸平六年六月における判官の常起居への不参加は、最初に述べたように、上殿奏事を行う資格の喪失と読み替えられてよいであろう。

ところで、このように咸平六年六月を境に上殿奏事ができなくなつたと見られる判官は、抑もどのような職務を負つたのであろうか。そして、それは三司の統合、わけて

も副使が復置されることによつて変わることはなかつたのであろうか。

まず、淳化五年一二月に三司が再び分割された際の記事には、「各おの使一員を置き、部毎に判官・推官共に四員を置き、人ごとに兩案の公事を掌り」（『宋大詔令集』卷一六〇「復三部使詔」とあり、三司が分割され、なおかつ副使不在の下、判官は兩案、つまり例えば塩鉄部という兵案や胃案等の職務を掌つていたことが確認される。一方、三司統合後の判官はというと、『鹽鐵の八案、判官三員分領す』（『宋會要』食貨五六一九）とあり、これは下文で常平案の存在を伝えているから、早くとも景德三年（一〇〇六）以降の状況を述べると思われるが（『長編』卷六一一一二）、やはり各部の諸案を管理していた。つまり、判官は三司の統合や副使の存在如何に拘わらず、「諸案の公事」といつた、いわば日常的な業務を掌つていたのである。かかる日常業務に携わる判官が、咸平六年六月より前、とりわけ太宗朝において上殿しえたのが、それ以後できなくなつたとすれば、それは太宗が細かい財政業務の関与に積極的であつたのが、真宗においては幾分消極性が増したことを、当然意味するであろう。

結びにかえて

これまでの検討内容をまとめれば、以下のようなのである。まず、五代末期から太祖朝にかけて、皇帝権が伸長する過程のなかで、宰相による三司使の兼職が解消され、それとともに、中書・樞密・三司による鼎立状態が形成された。つぎに太宗は三司使王仁贍といった太祖以来の重臣の周囲に「藩邸旧僚」を配置し監視等を行わせ、果ては失脚に追い込み、自身の政権の安定を図った。また太宗朝では、三司が塩鉄・度支・戸部の三部に分割されたが、それは皇帝が自ら財政に関わる瑣末な事案に対して、裁断を加えるべくして実施されたものであった。このように太宗が財政の関与に積極的であったのに対し、三司統合の事実、あるいは上殿奏事の制度的改変からして、真宗は消極的であつたとみられる。

こうして見てみると、宋初における皇帝権は、太宗朝を頂点として真宗朝では弱体化したようである。しかし、夙に宮崎市定氏が「君主独裁とは君主の恣意が凡ての政治の根源となるの謂ではない」と指摘するように、これをもつて宋代の君主独裁制が後退したとするのは適当ではない。時代が進むにつれて行政機構が肥大化すれば、「あらゆる國家機能が君主一人の手によってのみ統轄せらるる」宋代に

おいては、皇帝の決裁事項は増加の一途を辿るはずであり、微細な財政業務への関与には自ずと限界が生じてくるであろう。とすれば、真宗期における三司統合は、時代の要請に適合した対応であると評価すべきではあるまいか。いずれにせよ、宋代の君主独裁制を論ずるには、小論では触れなかつた皇帝と中書・樞密その他諸官司との関係の詳細な検討を俟たなければならない。

ところで、一つ問題が残された。これまで述べてきたように、真宗朝において皇帝が財政の細かい事案の処理に消極的になつたとすれば、かかる些細な案件の処理、換言すれば日常業務は、皇帝に代つて一体誰が執り行つたのであろうか。筆者は今のところ次のように考えている。即ち、真宗期、幾度となく『三司編救』が編纂されていることから察せられるように、『宋會要』刑法一―二―四、三司は組織面において次第に成熟の度を増し、組織が自律的に機能を果たすようになり、そのため、日常業務は特定個人の処断によらなくなつてきていた。確かに例えば真宗期には丁謂など吏務に非常に優れた三司使も存したから、『宋史』卷二八三「丁謂傳」、当時においては日常業務の裁断を依然として特定の個人、つまり三司官僚に仰ぐことも間々あつたであらう。しかし、その一方で大中祥符九年（一〇一六）六月における、真宗の宰相王旦らに対する発言に、

「人、三司の官數しば易えらるを欲せず」と言うは、蓋し吏人其の更移するを幸いにし、曹事を盡究する能わざるの弊によるのみ」（『長編』卷八七—八）とあるように、当時、三司官僚が短期で交替するため、胥吏の乗ずる（ごまかす）なり、三司の業務を充分に監督できなくなるといふ問題が顕在化していた。このことは、とりもなおさず真宗朝後期にはもう既に、日常業務の処断を特定個人に頼らない状況、ことばをかえれば、組織としての三司の自律性が相当程度に成熟していたことを示唆するであろう。また付言すれば、このように三司官僚が日常業務の関与を弱めていたことに加え、「今自ら凡そ刑名・邊防軍旅・茶鹽酒稅等の事を更定するに、並びに中書・樞密院をして參詳施行せしむべし」（同卷八〇—一）との詔が下された大中祥符六年正月には、三司が財政の重要事項の決定への參預を既に制限されつつあつたならば、三司のポストは実務官僚が充当されるそれではなく、単なる一般官僚の昇進コースの通過点としての色彩をいよいよ強めざるを得なくなつたであろう。

註

(1) 三司の成立については、礪波護「三司使の成立について——唐宋の変革と使職——」（一九六一）、「唐代政治社会史研究」同朋舎、一九八六、渡辺信一郎「唐代後半期の中央

財政——戸部財政を中心に——」（『京都府立大学学术報告』人文、四〇、一九八八）、D. Twitchett, "The Financial Administration", *Financial Administration under the Tang Dynasties*, Cambridge University Press, 1963 を参照。

(2) 勿論、複数の分野に跨る研究も存在する。従つて、以下の分類は飽くまで便宜的なものに過ぎない。まず、①に属すものとしては、周藤吉之「北宋における三司の興廃」（一九六五）、「宋代史研究」東洋文庫、一九六九、汪聖鐸「南宋財政史」下（中華書局、一九九五）第三編、第三章があり、つぎに②に属すものには、周藤北宋の三司の性格——節度使体制と関聯させて——」（一九六五）、「宋代史研究」、R. Hartwell, "Financial Expertise, Examinations, and the Formulation of Economic Policy in Northern Sung China", *the Journal of Asian Studies* XXX-2, 1971、葛紹欧「北宋之三司使」（『食貨月刊復刊』八一—三四、一九七八）、梅原郁「宋代官僚制度研究」（同朋舎、一九八五）第三章、板橋真一「北宋前期の資格論と財政官僚」（『東洋史研究』五〇—二、一九九一）、宮崎聖明「北宋の三司使・戸部尚書の人事と経歴」（『北大史学』三八、一九九八）があり、最後に③に属すものには、遲景德「宋元豐改制前之宰相機關与三司」（『宋史研究集』七、中華叢書編審委員會、一九七四）、張其凡「三司・台諫・中書事權——宋初中書事權再探——」（一九八七）、「宋初政治探研」暨南大学出版社、一九九五、諸葛憶兵「宋代宰相制度研究」（中国社会科学出版社、二〇〇

○第七章がある。

- (3) 王瑞来「論宋代皇權」(『歴史研究』一九八九—二〇〇〇)、劉靜貞「北宋前期皇帝和他們的權力」(稻郷出版社、一九九六)。王氏のそれは必ずしも皇帝と三司との關係を論じたものではないが、元豊官制以前の史料として、『宋宰相編年録』卷七所引「官制舊典」に、「章聖朝裕藏盈溢、其名數皆籍於三司、其總數在三司使得知之。章聖屢欲知其數、宰相李文靖沈終不肯令供。恐其知數而廣用也」とあるのによつて、皇帝は財政に関与する権限を殆ど有していなかつたとし、これはとりわけ真宗朝の状況を特徴的に述べたものだといふ。また氏は近著「宋代の皇帝權力と士大夫政治」(汲古書院、二〇〇一)の、とくに終章において真宗期、皇權が「象徴化」の傾向を強める一方、「宰相專政」が本格的に始まつたとするが、上の理解はこれとも深くかわるのであろう。なお、劉氏の見解については、以下、行論中で触れることにしたい。
- (4) 「五代宋初における禁軍の發展」(『東洋文化研究所紀要』四、一九五三)
- (5) 「舊五代史」卷一〇八「李崧傳」は、李崧が宰相で三司使を兼務したことを伝えるが、その時期は明確ではない。しかし『舊五代史』「後晉少帝紀」は、開運元年(九四四)七月に劉昫が宰相で三司使を兼判したことを記しておいて(同卷八三)、また翌年一二月にも同様の主旨を載せており(同卷八四)、その間、別人が三司使に就いた可能性を示唆する。加えて、邵晋涵が『宋史』卷二六二「劉滂傳」に掲げられる、

劉滂が報告した國庫の金の収藏額に對して、判三司の李崧がその偽りを糾した故事を引用して、それを開運二年に繋げていることと(『舊五代史考異』)、当時、崧が宰相の職にあつたことを併わせ考えれば、彼は開運元年から二年にかけて宰相で三司使を兼ねたとみてよいであらう。なお五代の三司については、室永芳三「五代における租庸使の成立とその性格」(『東洋學報』五三—三、四、一九七二)、梁太濟「北宋前期的中枢機構及其淵源」(『宋史研究集刊』浙江省社聯「探索」増刊、一九八八)を参照。

(6) 前掲、宮崎論文二五頁。

(7) その他にも、五代中原王朝が楚や閩などの割拠政權に、「三司(水陸)發運等使」なる官職を除授する事例は間々見られる(『冊府元龜』卷二二九・帝王部「封建」、一七八・帝王部「姑息三」、一七九・帝王部「姑息四」)。

(8) 他にも三司の長官が副使を推薦する例はある。例えば天福二年三月に、史圭は「宰臣」馮道の推挙によつて塩鉄副使に就いたが(『舊五代史』卷七六「後晉高祖紀」、九二「史圭傳」、當時馮道は諸道塩鉄發運等使を兼領していた(同卷七六))。

(9) 樞密使と宰相の兼任については、富田孔明「五代の樞密使——その沿革についての新たな考察——」(『龍谷史壇』九五、一九八九)などを参照。ところで、樞密使副が三司使を兼任した事例として、佐伯富氏は乾祐元年四月における郭威を(五代における樞密使について)「史憲」四六、一九八九、宮崎聖明氏は開宝二年二月の沈義倫と、開宝九年三月

の王仁贍を挙げるが（前掲、宮崎論文）、郭威は佐伯氏の史料誤読によるもので兼任の事実はないし、王仁贍も乾徳五年正月の段階で、樞密副使を罷免されており（『長編』巻八一—二）、兼任はありえない。つまり、兼任が事実として認められるのは、沈義倫一例のみということになる。しかし、沈義倫にしても正式の三司使ではなく、飽くまで北漢親征に際して、臨時的に判留司三司事に任命されたに過ぎないことは留意されるべきであろう。

(10) 大中祥符五年九月に、陳堯叟と王欽若が「檢校太傅・同平章事・樞密使」に、同七年六月には寇準が「檢校太尉兼同平章事・樞密使」に除されており（『宋史』巻二二〇「宰輔表」、宰相が樞密使を兼ねたかのようなだが、この「同平章事」は使相である（『長編』巻七八—一五）。

(11) 「藩邸旧僚」に関する研究には、蔣復璁「宋太宗晋邸幕府考」（『大陸雜誌』三〇—三、一九六五）があるが、その考察は太宗即位前のことに殆ど終始する。また、衣川強「宋代宰相考——北宋前期の場合——」（『東洋史研究』二四—四、一九六六）でも、部分的に触れられている。

(12) その後、太平興國元年に宣徽北院使を拜す（『宋史』巻二五七「王仁贍傳」）。

(13) 「唐宋時代の宣徽院使について——主に五代の宣徽院使の活動に注目して——」（『北大史学』一八、一九七八）

(14) 王仁贍が宣徽北院使である間、もう一方の長官の南院使には、楚昭輔とその後任である潘美が就くが、潘美は太平興國四年の北漢征伐に参加してより、一貫して外地にあった

から（『宋史』巻二五八「潘美傳」、下級武官の人事権が点檢三班公事に移管され直前においては、王仁贍が一人でそれを担っていたことになる）。

(15) 范旻とともに連坐した者のなかで、「藩邸旧僚」であることが確認されるのは、程徳玄と趙延溥である（『宋史』各本伝）。

(16) 太平興國四年、五年と太宗は北漢や契丹に親征した際、王仁贍を都の留守居役として大内都部署に任じるが、その際も「藩邸旧僚」である陳從信や王賓をその副官に就けたように（『長編』巻二〇—三、二二—一〇、『宋史』各本伝）、三司官僚以外にも仁贍の周囲に「藩邸旧僚」が配置されたことがあった。

(17) 宮崎市定「宋の太祖被弑説について」（一九四五）「宮崎市定全集」一〇「宋」岩波書店、一九九二

(18) 前掲、宮崎論文三二頁。

(19) 雍熙三年二月の詔は、三司の官僚が上奏して、瑣末な案件の裁断を皇帝に仰ぐことのないよう訓戒したものであるから、必ずしも太宗の細かい財政業務への関与に対する積極性を示したものとはいえない。しかし、後述のごとく太宗とても一貫して財政への関与に積極的であったわけではなかったように、あるいはこの時期多少なりともその積極性を減退させていたのかも知れない。

(20) 前掲劉氏著書四八—四九頁。なお、同書一〇〇頁で氏は三司分合の問題から太宗と真宗との個人的資質の差異を論ずるが、太宗の財政の細かい業務に対する関与の積極性と三

司分割との関わりは、あまり意識していないようである。

(21) なお、「吏員を併省す」の「吏員」とは、下文に「其三部屬吏、仍舊貫」とあるから、胥吏を指すものではない。また魏羽も過去に三司の官員の数を半減させるよう上疏している（『宋史』卷二六七「陳恕傳附魏羽傳」）。

(22) 前掲の三司統合を伝える『宋大詔令集』記事の上文に、「斯謂得人方爲稱職、夫何群吏未副所懷。設官屬以雖多、舉綱條而靡當、空令聽覽、日有勞煩。用責盡公、務求實效、各共勤於職分」とあるのは、かかる効果が三司統合に期されていたことを示唆するか。

(23) 表2には淳化三年に「三部副使を復置し、又た省く」とあるが、三部副使は統合直前の同四年正月の時点でまだ置かれていたことが確認されるから（『長編』卷三四—一）、その廃止は同年五月の三司統合の際に実施されたとみてよからう。

(24) 渡辺信一郎氏によれば、唐後半期から宋初にかけて地方財政の中央集権化が推し進められたというが（『唐代後半期の地方財政——州財政と京兆府財政を中心に——』、『中国専制国家と社会統合』文理閣、一九九〇）、これに従えば、左右計使の設置をその到達点の一つと位置づけることも可能かもしれない。

(25) 林特等による茶法改革については、佐伯重『宋代林特の茶法改革について』（一九五八）、『中国史研究』二、東洋史研究会、一九七一）を参照。

(26) 上殿奏事については、平田茂樹『宋代政治構造試論——

対と議を手掛りにして——』（『東洋史研究』五二—四、一九九四）などを参照。

(27) 皇太子仁宗の監国については、熊本崇『宋仁宗立太子前後——慶曆「改革」前史——』（『集刊東洋学』七九、一九九八）を参照。

(28) 『宋會要』儀制一「垂拱殿視朝」天禧四年一月二四日条には、「中書門下上言、請隻日止於承明殿視朝、遇五日起居、即御長春殿」とあり、当時、五日ごとの大起居（後述）は行われており、あるいはその時も聴政は行われたかも知れない。

(29) 『春明退朝録』卷下には、「今、審官東西院・三班院、皆預内朝、而流内銓、止趨五日起居」とあり、少なくともここに見える「内朝に預かる」とは、常起居への参加を意味する。

(30) この詔は三部使と判官の儀制上の身分差を定めたものであるから、上殿奏事においても、この時既に判官は、上殿権はともかく奏事権は大幅に制限されていたかも知れない。

(31) 本文に述べるように、副使の設置によって判官が常起居に参加できなくなるとすれば、太宗朝の副使が置かれた時期（表2参照）、当然、参加しなかったことになる。

(32) 『職官分紀』卷一三「三司」によると、常平案は大中祥符七年に別置されたという。

(33) 前掲 大中祥符九年九月の詔では、判官の上殿も認めている。しかし、そこでは上殿を「大事」の上奏の時に限っているから、むしろ、この詔は真宗が財政関連の細かい事案の決裁に消極的であったことを示唆するであろう。

(34) 『東洋的近代』（一九五〇）↓『宮崎市定全集』二『東洋史』岩波書店、一九九二）一八二頁。以下の引用も同じ。

(35) 例えば前掲板橋論文などは、仁宗朝以降、三司官僚等の財政差遣が高級官僚の昇進に欠くことのできない通路となった、とする。

〔付記〕 本稿は第二七回宋代史研究会（於相模原、二〇〇一年八月二四日）での口頭発表をもとにまとめたものである。席上、諸先生方から貴重なアドヴァイスを頂いた。本稿作成にあたって、それを充分に取り入れることはできなかったが、ここに厚く感謝の意を表したい。